

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、テレホンアポインターとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社事務所の引越作業を手伝ったときに大量のほこりを吸い込み、重度のアレルギー性皮膚炎を発症したという。

請求人は、同月〇日、Cクリニックに受診し「全身アトピー性皮膚炎、頭部脂漏性皮膚炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社事務所の引越作業を手伝っているときに大量のほこりを吸ったことが原因で本件疾病を発症したと主張するので、この点について、以下検討する。

(2) 請求人の本件疾病に関する経緯についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日頃に会社事務所の引越作業を手伝った後、同月〇日にCクリニックを受診した。請求人は、本件疾病と診断され、その後、平成〇年〇月〇日に至るまで、軽快と増悪を繰り返しながら、同クリニックを継続して受診している。

(3) 請求人は、本件疾病に先立ち、平成〇年〇月〇日に同クリニックを受診しており、その際、平成〇年頃から両上肢、両下肢、頸部及び顔面に湿疹ができて治らないと訴え、検査の結果、ハウスダストなどに対するアレルギーがあるとされ、全身アトピー性皮膚炎、頭部脂漏性皮膚炎と診断されている（以下「既存疾病」という。）。そして、平成〇年〇月〇日の再診時には軽快したものの、その後も請求人は同様の症状が現れたとして、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に同クリニックを受診し、治療を受けている。その後については、平成〇年〇月〇日までの約6年6か月の間、同様の症状で通院することはなかったものと認められる。

(4) 請求人の本件疾病と業務との因果関係についてD医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「全体の経過からすると職場環境のみが原因であるとは考えられない。」、「脂漏性皮膚炎の原因、皮疹の誘発因子は詳細不明だが、ほこりとの因果関係はない」と述べ、平成〇年〇月〇日の診療録において、「脂漏性皮膚炎は体質的なところもあるので慢性に経過し再発しやすい皮膚炎であ

る」と述べている。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件疾病は、ともに職場環境による一時的な増悪は考えられるが、4年間に及ぶ影響があるとは医学的に考えられない」、「業務と疾病との因果関係は、一時的な増悪は可能性はあるが、年余に及ぶことは絶対になく、よって因果関係はない。」と述べている。

(5) なお、「アトピー性皮膚炎診断ガイドライン」及び「今日の治療指針2014年版」によれば、本件疾病は、いずれも軽快と増悪とを繰り返しながら慢性に経過する疾患とされている。

(6) 以上の経緯と医学的意見等を踏まえれば、請求人の軽快と増悪を繰り返す経緯を示す既存疾病が、会社の引越作業を手伝ったことが機会原因となり、一時的に増悪に至ったものと考えることが相当である。

(7) よって、当審査会としては、本件疾病と業務との間に相当因果関係はないと判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。